

機能等証明について

1 機能等証明書とは

- (1)機能等証明書とは、納入しようとする物品が要求仕様書に示す各項目の仕様を満たすことを証明する書類を意味する。
- (2)入札に参加するためには、機能等証明書を(公財)熊本県立劇場に提出し、審査を受け、承認を受けなければならない。

2 機能等証明書の提出

- (1)提出期限 令和6(2024)年2月6日(火)午後5時まで
- (2)提出先
〒862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号
公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ
- (3)注意事項
 - ア 提出された機能等証明書については、説明を求められることがあるので、原則として上記2(2)の提出先に持参すること。
 - イ 提出された機能等証明書に不備が認められたときは、受付をしない場合があるが、これを理由に提出期限を延長することはできないので余裕をもって提出すること。

3 提出書類

- (1)機能等証明書
- (2)物品仕様一覧
 - ①「特記事項」欄
必要に応じて製品名を記入するとともに補足説明を行うこと。なお、スペースが不足する場合は、別紙による説明書の添付でもよい。
 - ②「資料No.」欄
製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。
 - ③「審査」欄
記入しないこと。
- (3)上記3(2)物品仕様一覧の各項目の内容を確認できる資料として製品仕様書やカタログ等、スペックを確認できるものを添付すること。なお、内容の確認を行う上で必要な箇所には、マーカー、○囲み等の表示を施すこと。